

「4業種に係る三重県特定最低賃金改正について」

三重県地方最低賃金審議会は、本年8月5日に三重県労働局長から特定（産業別）最低賃金の改正決定についての諮問を受け、審議を重ねた結果、三重県労働局長に対し、三重県ガラス・同製品製造業など4業種に係る特定（産業別）最低賃金をそれぞれ現行額より下記の通り引き上げるよう答申しました。

なお、改正特定（産業別）最低賃金額は、異議申出の受付処理、官報公示を経て、それぞれ令和3年12月21日から発効される予定です。

なお、「三重県銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機会器具製造業最低賃金」及び「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」については、三重県最低賃金を下回っているため、三重県最低賃金が適用されます（時間額902円）。

●改正額

- (1) 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金
時間額 923円（現行額901円より22円アップ）

- (2) 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
時間額 942円（現行額921円より21円アップ）

- (3) 三重県電気機械器具等製造業最低賃金
時間額 927円（現行額906円より21円アップ）

- (4) 三重県輸送用機械器具等最低賃金
時間額 962円（現行額942円より20円アップ）

●お問い合わせ先

三重労働局 TEL：059-226-2108 FAX：059-226-2117

●参考資料

- ・三重労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie->

[roudoukyoku/news_topics/houdou/chingin_shingikai_2021101_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/houdou/chingin_shingikai_2021101_00001.html)